

2026年7月吉日

お客さま各位

永和信用金庫

「当座勘定規定」等改定のお知らせ

平素は永和信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、2026年9月30日(水)をもって手形・小切手の預金入金扱い受付終了、および、手形・小切手の最終振出期限を設定しました。

預金入金扱いの受付終了および最終振出期限の設定に伴い当座勘定規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、現在お取引いただいているお客さまに対しても適用されますのであらかじめご了承ください。

記

1. 改定日

2026年10月1日(木)

2. 改定する規定

当座勘定規定	約束手形用法	為替手形用法
小切手用法	普通預金(無利息型普通預金を含む)規定	
貯蓄預金規定	納税準備預金規定	
自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)		
自由金利型定期預金規定(大口定期預金)		
期日指定定期預金規定	通知預金規定	懸賞金付定期預金えべっさん規定
定額複利預金規定	定期積金(スーパー積金)規定	振込規定

3. 主な改定内容

- ・ 手形・小切手の受入れについて追記
- ・ 手形・小切手の振出について追記
- ・ 手形要件、小切手要件の記入について変更

以上

各種規定新旧対照表

改正後	改正前
【当座勘定規定】	【当座勘定規定】
<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの(以下、「証券類」という。)も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第7条(手形、小切手等の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</u></p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関が交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p>	<p>第1条(当座勘定への受入れ)</p> <p>(1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てできるもの(以下、「証券類」という。)も受入れます。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第7条(手形、小切手等の支払)</p> <p>(1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>(1)当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関が交付した手形用紙であることを確認してください。</p>

各種規定新旧対照表

<p>(3)～(6) 略</p> <p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1)手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。なお、<u>2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または、振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。なお、<u>2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(3)～(6) 略</p> <p>第18条(振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1)手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。</p> <p>(2) 略</p> <p>第19条(線引小切手の取扱い)</p> <p>(1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。</p> <p>(2) 略</p>
---	--

各種規定新旧対照表

<p style="text-align: center;">【約束手形用法】</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p style="text-align: center;">【為替手形用法】</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p style="text-align: center;">【小切手用法】</p> <p>2. 小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手の呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p style="text-align: center;">【普通預金(無利息型普通預金を含む)規定】 【貯蓄預金規定】 【納税準備預金規定】</p> <p>第2章 預金共通条項 1. (証券類の受入)</p>	<p style="text-align: center;">【約束手形用法】</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p style="text-align: center;">【為替手形用法】</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p style="text-align: center;">【小切手用法】</p> <p>2. 小切手のお振出にあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手の呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。</p> <p style="text-align: center;">【普通預金(無利息型普通預金を含む)規定】 【貯蓄預金規定】 【納税準備預金規定】</p> <p>第2章 預金共通条項 1. (証券類の受入)</p>
--	--

各種規定新旧対照表

<p>(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">【自由金利型定期預金(M型)規定】(スーパー定期) 【自由金利型定期預金規定】(大口定期預金) 【期日指定定期預金規定】</p> <p>第3章 定期預金共通条項</p> <p>1. (証券類の受入)</p> <p>(1)小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【通知預金規定】</p> <p>2. (証券類の受入)</p> <p>(1)小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p>	<p>(1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」といいます。)を受入れます。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p style="text-align: center;">【自由金利型定期預金(M型)規定】(スーパー定期) 【自由金利型定期預金規定】(大口定期預金) 【期日指定定期預金規定】</p> <p>第3章 定期預金共通条項</p> <p>1. (証券類の受入)</p> <p>(1)小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【通知預金規定】</p> <p>2. (証券類の受入)</p> <p>(1)小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>
---	--

各種規定新旧対照表

<p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【懸賞金付定期預金えべっさん規定】</p> <p>3. (証券類の受入)</p> <p>(1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【定額複利預金規定】</p> <p>2. (証券類の受入)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【定期積金(スーパー積金)規定】</p> <p>2. (証券類の受入)</p> <p>(1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする</u></p>	<p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【懸賞金付定期預金えべっさん規定】</p> <p>3. (証券類の受入)</p> <p>(1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【定額複利預金規定】</p> <p>2. (証券類の受入)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【定期預金(スーパー積金)規定】</p> <p>2. (証券類の受入)</p> <p>(1) 小切手その他証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p>
--	--

各種規定新旧対照表

<p style="color: red; text-decoration: underline;">手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【振込規定】</p> <p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 当金庫以外の金融機関及び当金庫の本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p>	<p>(2) 略</p> <p style="text-align: center;">【振込規定】</p> <p>5. (証券類による振込)</p> <p>(1) 当金庫以外の金融機関及び当金庫の本支店にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">ただし、当金庫が振込資金等とするために、小切手その他証券類の受入を認めるときは、その旨を表示した振込資金受取書等を交付日します。</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信します。</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">(2) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知します。</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">(3) 不渡りとなった証券類は権利保全の手続きをせず、取扱店へ返却しますので、当金庫所定の受取書に記名押印をうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。</p> <p style="color: blue; text-decoration: underline;">(4) 提出された振込資金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたらうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
---	--